

金ケ崎町消防団協力事業者表示制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、消防団活動に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 町長が消防団活動に協力していると認め、金ケ崎町消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業者表示証 前号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長、自主防災組織代表者等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、町長に金ケ崎町消防団事業所表示申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

- 2 協力事業所は、第9に規定する表示有効期間の満了に伴い、更新を希望するときは、前項の規定により申請するものとする。
- 3 消防団長等は、表示証の交付を推薦する事業所等について、当該事業所等の意思を確認の上、金ケ崎町消防団協力表示証交付推薦書により、町長に推薦することができる。

(認定基準)

第4 町長は、第3に規定する申請及び推薦があったときは、消防関係法令上の違反がなく、かつ次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所に認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、入団し、かつ5年以上雇用している事業所等
- (2) 従業員の消防活動について積極的に配慮している事業所等

- (3) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供するなど協力している事業所等
- (4) 従業員による機能別消防分団を設置している事業所等
- (5) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、第4の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請又は推薦があった場合
- (2) 町長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(表示証の交付)

第6 町長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所を除く。）に表示証（様式第2号）を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上他の市町村長と連名で表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7 協力事業所は、交付された表示証を表示することができる。

2 表示証は、次に掲げる場所等に表示することができる。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
- (2) 協力事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、名刺、その他の広告

3 表示できる表示証の様式については、様式第2号のほか、様式第2号の寸法を同率に拡大若しくは縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8 表示証の交付に際して、町長は、金ヶ崎町消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第3号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9 表示の有効期間は、原則として認定の日から3年又は第10の規定による認定の取り消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から3年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7に規定する表示を行うことができない。

3 町長は、認定の日から3年間を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。この場合、第3及び第5の規定を準用する。

(認定の取消し)

第10 町長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき又はその他協力事業所として表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、町長は、相手方に対し、当該認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により、協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を町長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11 町長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第12 町長は、協力事業所を金ヶ崎町表彰条例（昭和49年金ヶ崎町条例第1号）に基づき表彰することができる。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

様式第1号（第3関係）

様式第2号（第6、第7関係）

様式第3号（第8関係）